

伊豆の国市新火葬場基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新火葬場建設にあたり、市民の声を取り入れ、施設の基本的な検討を行うため、新火葬場基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 新火葬場基本計画に関すること。
- (2) 前号のほか、新火葬場基本計画に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係区の推薦者
- (3) 公募による市民
- (4) 新火葬場及び新し尿処理場建設候補地選定会議の推薦者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の検討事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。

2 委員長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）第7条の不開示情報に該当するとき。

(2) その他会議を公開することにより、公正又は円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

3 委員長は、会議の開催時又は会議の進捗途中において、前項各号に掲げる事項に該当する恐れが生じたとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

4 委員長は、前2項の規定により非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明するものとする。

（オブザーバー）

第8条 委員会は、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーは、委員会の会議において意見を述べることができる。

（委員の守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。

（報償）

第10条 委員及びオブザーバーが職務を遂行したときは、その都度報償を支払う。

2 前項の報償の額は、予算の範囲内において、別に定める。

（庶務）

第11条 委員会の運営及び庶務は、市長戦略部公共施設整備推進課において行う。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示は、第4条に規定する委員の任期が終了した日限り、その効力を失う。